

## 会 議 録

<b>会 議 名</b> (付属機関等名)	第2回川西市立学校校区審議会		
<b>事 務 局</b> (担当課)	教育推進部学務課		
<b>開 催 日 時</b>	令和元年10月10日(木) 午後5時00分～		
<b>開 催 場 所</b>	市役所4階 庁議室		
<b>出 席 者</b>	<b>委 員</b>	臼井智美、橋詰福子、山内乾史、奥田幸枝、常田麻里、丸山浩志、大村衣子、熊手輝秀、竇田順子、秋葉奈津子、大重伶香、金子愛	
	<b>そ の 他</b>		
	<b>事 務 局</b>	石田教育長、若生教育推進部長、中西副部長、森下教育推進部参事、上原学務課長補佐、辻原学務課主任、上田学務課主事、岡田学務課事務員	
<b>傍聴の可否</b>	可	<b>傍聴者数</b>	1人
<b>傍聴不可・一部不可の場合は、その理由</b>			
<b>会 議 次 第</b>	<b>議事</b> (1) 校区外就学希望制度の検証について (2) その他		
<b>会 議 結 果</b>	審議経過のとおり		

## 審 議 経 過

事務局	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第2回川西市立学校校区審議会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、今回、前委員酒井様の辞任により、新たに委員として就任いただきます方がいらっしゃいますので、委嘱状を交付させていただきます。</p> <p>～委嘱状交付～</p>
事務局	<p>改めてご紹介させていただきます。</p> <p>地域の代表の選出区分から、寶田順子様、就任いただくことになりました。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>皆様よろしくお願いいたします。</p>
事務局 教育長	<p>それではここで、教育長より一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>教育長の石田です。何かとお忙しい中、川西市立学校校区審議会にご出席いただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>この校区審議会では、子どもたちが安全で安心な学校生活が送れるよう、学校の基盤となる校区制度を維持しつつ、時代の変化に対応するべく、様々な取り組みを行ってきたところでございます。</p> <p>後に、諮問させていただきますが、校区外就学希望制度は施行より15年となっております。5年毎に検証するというので、今回が平成27年度から平成31年度までの5年間の検証ということで、ご審議いただくことになると思います。</p> <p>皆様方におかれましては、それぞれの視点から総合的な意見をいただきたいと思っておりますので、公教育環境の確保のためにご意見賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>簡単でございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>続きまして、諮問書を提出いたします。</p> <p>～諮問書読み上げ～</p>
事務局	<p>本日、教育長につきましては、公務のため、ここで退席させていただきます。</p> <p>それでは、本日の議事進行につきまして、ここから会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、教育長からいただきました諮問によりまして、議事1、校区外就学希望制度の検証につきまして、審議をしたいと思います。諮問書が提出されましたけれども、諮問に伴う資料があるということでございます。資料の説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局より説明させていただきます。</p> <p>本日も審議をお願いいたします校区外就学希望制度の検証ですが、5年ごとに制度の検証を行うこととなっております。前回制度検証いただきましてから5年間が経過したため、本日よりご審議いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、お手元の資料、資料1から資料6に基づきましてご説明いたします。</p>

まず資料1及び資料6をご覧ください。

資料1は、校区外就学希望制度について、導入にいたる経緯及び制度の内容、過去の制度検証による改正についてまとめたものでございます。資料6については、これまでの校区審議会の答申をまとめたものでございます。

制度導入に至る経緯としましては、小規模の開発等により、特に校区境界域の保護者から、通学距離、生活圈等を理由に就学指定校の変更要望が増加したことなどにより、校区をめぐる問題解決を図るため、「通学区域制度の弾力化への取り組みについて」諮問を行いました。

その背景には、平成8年12月以降、通学区域制度の弾力化への国の動きが活発となり、平成15年4月1日付で、各市町村の教育委員会の判断により学校選択制度を導入できることおよびその手続き等を明確化するとともに、指定された就学校の変更を希望する場合の要件や手続き等について各市町村において明らかにする、との学校教育法施行規則の改正が行われたということがございます。

次に、制度の概要及び検証の経緯でございます。

資料1の1ページ中段にありますとおり、平成16年4月16日付答申を受け、平成17年度の入学者から、校区外就学希望制度を実施いたしました。この答申は、資料6の、5ページから18ページにございます。

制度の概要としましては、

- ・小学校、中学校とも新1年生を対象とする。
- ・市内の全小学校、全中学校を対象とする。
- ・選択できる学校は、隣接する校区の学校に限る。
- ・住所地による校区の学校から出ることができる人数は、入学予定者の5%とする。これを5%限度枠と言います。例えば入学予定者が100人いる校区からは、5%の5人までが出ることができます。
- ・学校が希望者を受け入れ出来る人数は、施設の状況等を踏まえて設定する。これを受入枠と言います。受け入れ側の学校の入学予定人数から、クラス数に影響の出ない人数を設定します。
- ・小学校で希望が認められても、中学校入学時は考慮されない。
- ・入学時に兄または姉が、希望先の学校へ本制度で在学している場合は、5%限度については優先扱い、5%の人数に含めないこととし、抽選から除外する。
- ・5%限度枠を優先扱いとなっても、受入枠は優先扱いとしない。
- ・5年ごとに制度の検証を行う。ただし、第1回目は2年経過後に行う。

このような制度で、実施いたしました。

次に、1ページ下段ですが、制度実施より2年経過後に検証を行うということで、1回目の検証を行い、平成19年3月12日付答申を受け、制度を一部改正いたしました。この答申は、資料6の、19ページから25ページにございます。

その内容は、5%限度枠および受入可能人数を超過し抽選となった場合、落選した者を補欠扱いとし、当選した者が辞退した時は繰り上げ当選とする。というものでございます。この答申を受けまして、平成20年度の入学者より、適用しております。

次に、2ページにまいりまして、一つ目の丸印でございます。

本制度実施から5年経過時点ということで、2回目の制度検証を行い、平成21年7月8日付で答申を受けました。この答申は、資料6の28ページから30ページにございます。

審議会の結論としましては、一部の学校で抽選があり落選者がでており、検討すべき課題はあるものの、全体としては5%の枠に収まっていることから、現時点では「直ちに制度の見直しを行う状況にない」という答申でございました。

ただし、今後も申請の状況を毎年確認し、制度の見直しや校区変更の必要性についての議論等については、5年ごとの検証時期にとらわれず柔軟に対応することとされました。

次に、二つ目の丸印でございます。

制度施行後8年経過時点でございますが、本市立学校区に関する意見についての平成24年12月21日付の答申を受け、制度を一部改正いたしました。この答申は、資料6の33ページから36ページにございます。

その内容は、

- ・小学校入学時に本制度で校区外の小学校へ就学し卒業した場合で、その小学校の属する中学校区の中学校を希望した場合は、5%限度枠および受入枠を優先扱いとする。
- ・入学時に兄または姉が、希望先の学校へ本制度で在学している場合、5%限度枠のみ優先扱いだったが、受入枠も優先扱いとする。

というものでございます。平成26年度の入学者よりこれを適用しております。

次に、三つ目の丸印でございます。

本制度実施から10年経過時点ということで、3回目の制度検証を行い、平成27年1月30日付で答申を受けました。この答申は、資料6の37ページから40ページにございます。

「現状で運用を行うことが妥当である」との内容から、制度の改正等は行っておりません。同時に、「引き続き、申請状況は毎年確認し、5年ごとの検証時期にとらわれず制度の見直し等対応する必要がある」ということで、以後も申請状況の確認を行っているところです。

続きまして、資料2及び資料3をご覧ください。

こちらは、平成27年度から平成31年度までの、校区外就学希望制度の申請状況をまとめた表でございます。資料2が小学校、資料3が中学校で、それぞれ1ページ目が5年間の総数をまとめた表、2ページから6ページが年度ごとの申請状況の表でございます。具体的な見方については、資料2の2ページをご覧ください。これは平成27年度入学の小学校の申請及び受入校別就学希望者の状況です。

左端の小学校名が、本来校区の学校でございます。その右隣が5%限度枠で、それぞれの学校から他の学校へ出られる上限人数でございます。その隣が実際の申請者数でございます。

表の上部、希望校別申請状況の枠ですが、これは左端の小学校から、どの学校にそれぞれ何人が希望したかを表しております。兄弟優先等については、希望する学校に兄弟が在学している場合は、優先扱いとして5%の抽選から除外される人数でございます。抽選対象者は、申請者から優先者を引いた人数でございます。最終的に5%限度枠との差がマイ

ナスになっている学校は、抽選を実施した学校となります。

具体的に川西北小学校で見ますと、希望申請された方が10名おられ、川西小に1名、桜が丘小に6名、明峰小に3名、希望されております。さらに、希望された10名のうち、5%枠から優先扱いで除外される方が4名おられ、抽選対象者は6名となり、5%限度枠の4名を超えましたので、抽選となり、2名が落選いたしました。

下部に受入校別希望者の状況という枠がございます。こちらの就学希望者数欄の数字と、上部の希望校別申請状況の合計数の差が、抽選により落選した数となります。この表では、桜が丘小学校について、申請状況合計数が7に対し、就学希望者数が5となっており、差は2名、先ほどの抽選で落選した2名はいずれも桜が丘小学校希望だったこととなります。受入枠については、どの学校も希望者が上回っておりませんでしたので、抽選もございませんでした。

3ページ以降も同様の表となっております。

1ページ目にお戻りいただきまして、5年間の合計の表ですが、表の右端が5%枠の抽選回数、最下段が受入枠の抽選回数でございます。

この5年間では、5%枠について、川西北小学校で5回、多田小学校で2回、緑台小学校と清和台小学校で各1回、抽選が発生いたしました。

受入枠については、抽選はございませんでした。

同様に、資料3の1ページ目、中学校の5年間の合計では、5%枠について、緑台中学校で4回、清和台中学校で2回、抽選が発生いたしました。受入枠については、抽選はございませんでした。

次に、資料4をご覧ください。

こちらは、校区外就学希望制度の申請者の、申請理由を集計したものです。申請書に、申請した理由を記入する欄を設けておりまして、そこに記載された理由について、小学校は8、中学校は10に分類し、複数ある場合は最も主要な理由と思われるもの1つにしぼり、集計いたしました。

なお、分類のうち、本人の希望（内容不明）といえますのは、本人の希望とだけ記載があり、詳細が不明なもの、また理由未記入といえますのは、理由の記載が必須ではないので、空欄で申請された方がいらっしゃるためでございます。1枚目が小学校、2枚目が中学校の、5年分の理由の集計でございます。

1枚目、小学校の申請理由では、通学路関係が最も多く35%、次いで兄弟在学が18%、交友関係が16%と続き、以下、保護者の勤務の関係が11%、学校の評判・教育環境が4%、本人の希望（内容不明）が1%、その他が9%、理由未記入が6%となっております。

2枚目、中学校の申請理由では、学校の評判・教育環境が最も多く22%、次いで通学路関係と小中同一校区が15%、部活動と交友関係が13%と続き、以下、兄弟在学が6%、保護者の勤務の関係が3%、本人の希望（内容不明）が2%、その他が5%、理由未記入が6%となっております。

次に資料5をご覧ください。

こちらは先ほどの申請理由について、申請書に書かれた内容を、申請年度ごとにまとめ

	<p>たものでございます。1ページから10ページまでが小学校、11ページから20ページまでが中学校の、申請書記載理由でございます。</p> <p>最後に資料6でございますが、すでにご覧いただいておりますとおり、これまでの校区審議会の答申となっております。なお、添付資料については付していません。事務局からの説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ただいま多くの資料が示されました。最初に、資料についての確認や質問がございましたらよろしくお願いたします。</p>
副会長	<p>まず事務局のほうで、現在、制度にどのような課題があると把握されているのか、それを教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>校区外就学希望制度の5年目の検証という形になりますが、現在といたしましては抽選になる校区に偏りがあるなという印象はございますけれど、全体的に見ますと5%の枠内に収まっているということで、現状としましては大きな課題はないかというふうに考えております。</p>
副会長 委員	<p>特段、私も現状掘り下げるような点はございません。</p> <p>申請の理由に未記入があるということですが、それはどうしてなんですか。一応理由は聞いたほうがいいかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>申請書に理由欄を設けておるんですけれども、自由記述ということにさせていただいております。現在も来年度入学の校区外就学希望制度の申請を受け付けしていますが、未記入の方につきましては、口頭で確認するようになっているところです。ただ、郵送でも受け付けておりますので、申請理由が空白の場合は、確認がとれてないというところもございます。本日お示した部分につきましても、ほぼ郵送で記載がないというところだというふうに思っております。</p>
委員	<p>小学校なんですけれども、5%枠で、クラス数に関わってくるというところがよくわからないんですけれども。1人2人の増減でもクラス数変わってきますよね。</p>
事務局	<p>クラス数の変動が無いようにということで、5%の抽選と、あと受入校での人数の制限というような形で設けており、クラス数に影響はないと考えております。</p>
委員	<p>人数の5%となると、学校の状況で言いますと、一人の増減でクラス数が変わるという状況が続いているんですけれども、受け入れの人数を5%でということになると、やっぱり枠として人数が発生してくると思うんですね。それが変動したような形でとなると、5%とは言わないですね。</p>
事務局	<p>説明の不足がありました。出るときの上限人数を定めるのは5%、100人いたら5人、それともう一つ縛りといいますか、資料で言いますと、資料2の2ページをめくっていただきますと、平成27年度の小学校の状況ですが、5%枠の人数が一番左、各学校名、その隣に5%限度枠人数が書いてあります。その下のところに、受入校別就学希望者の状況というところで、受入枠人数を設けております。これが、クラスの変動が起きないように、何人までだったらクラス数が変わることがないように設定しておりますので、5%枠で抽選となって当選しても、受入枠で抽選となる場合がございますので、これによりまして、クラス数の変動は起こらないように考慮しております。</p>
会長	<p>よろしいですか。また、ございましたら後ほど。</p>

委員	特にありません。
会長	他にございませんか。
委員	資料5を見て、色々、理由が書かれていますが、内容は別に構わないですし、それは自由なんです、例えば学校の評価を見てみると、いろんな批判的な意見もあるんですが、それが事実なのかどうかというのは分からないわけで、これが公の資料として学校名が出されてるのがちょっとどうかなということと、その方がそう思われてるのは構わないんですが、学校批判、教師批判的な、あるいは子どもとの人間関係のところそのまま、資料として残るのはどうかなというふうに思います。
事務局	資料5の表現につきましては、今回につきましては、申請書の記載そのまま、原文を使用させていただいたということでした。ご意見を踏まえまして、公表するときには、考慮して表現したいというふうに思います。
会長	委員がおっしゃることも、ごもっともだと思うんですね。審議する上ではこういう具体的な名前、固有名詞が示されものが出るのは、必要なことだと思いますけど、それをどう残していくかというところでちょっと工夫がいるかと思います。これは私の勤務先なんかでも随分問題になります。議事録をどう残すかとか、資料をどう残すかとかいうところは、やはり、生のまま残すというのも一つの考え方ですけども、やはりそこはルールを作って、残し方に一つ工夫がいるかと思います。
委員	委員、それでよろしいですか。
委員	はい。
会長	他にいかがでございますか。
委員	先ほどより理由のお話が出ていますけれども、前もって資料をたくさん送っていただいた中で、資料5が一番気になりました
	先ほど、郵送の場合は、書いていなかったらそれきりという話だったので、改めて理由を出していただくわけじゃないですよ。極論ですが、理由を書いていただく必要があるのかなと。例えば理由がたくさん載っていますが、これが妥当かどうかというところを、どのあたりで判断するのか。そのために理由を伺うわけじゃないかもしれませんが、この理由は本当に妥当かどうかというのはどのあたりで、どなたの裁量で決まっていくのかということがすごく気になりました。内容によったらやっぱり知りたくなかったなっていうような内容も載ってるような気がするので、先ほど会長がおっしゃったように、工夫が要るのかなというふうに思います。
事務局	校区外就学の希望制度自体につきましては、理由を問わないという制度でありまして、理由については、記入して差し支えなかったらというようなところで書いていただいているという形になります。
	おっしゃっていただいているように、検証といいますか、確認してるのかと言われれば、保護者の方の記入内容を表している状況で、委員のご意見を参考にさせていただきたいと考えています。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	それでは他に、お願いします。

委員	<p>私は小学校の理由、通学路関係というのは、よく理解できるんですが、中学校の理由で学校の評判・教育環境というのが多いというのは、公立の学校で果たしてこれがいいのかなあという、単純な疑問が出てきました。中学校になればいろいろと理由にする項目もたくさん出ているみたいなんですけど。それぐらいに、中学校からの学校生活というのが非常に子どもの人生を左右するのかなと。それぐらい一生懸命、子ども自身の希望が100%ではなく、親御さんの希望も入っているのかなというような気がいたしました。その点についてはどうなんですかね。</p>
事務局	<p>繰り返しになるかもしれませんが、申請書に書いてある理由は、保護者が持っておられる情報の中でのご判断といたしますか、思いを書いていただいているものというふうに考えています。学校の実態に即しているのかどうか、というのはそこまで検証ができてないという状況です。</p> <p>こういう形で資料とさせていただいたのは、審議材料ということでございましたけれども、この見え方については、ご指摘をいただいて、配慮といたしますか検討が要るのかなというふうに考えておるところです。</p>
委員	<p>確かに、公立の学校だってそれだけの学力差というんですか、川西市が果たしてそういうことを目指しておるのかというのが、非常に私は疑問を感じるころであって。同じように、小学校の間は通学路が危ないから、遠いからということで、近くの学校にという希望、これはもう単純な希望でよくわかるんですが、中学に入ったらまたそれと違う、評判とかというようなことがいろいろ書いてありますが、そうなってくると、非常に学校の格差というのが出てくるのではないかなと。中学までは高校と違って、試験なしで入れるわけなので、何か複雑な気持ちになります。</p>
会長	事務局いかがですか。
事務局	<p>議会で答弁しているのは、やはり学習指導要領に則っての公教育の普遍性という部分と、学校独自、中学校は7校ございますけど、その中学校の独自性、それは両輪であるというふうに思っています。それから校長会のほうではしっかりと共通理解をされる部分と、各校長独自のお考えの部分というふうなことで、進んでいる部分もあります。現実問題として、大きな学校もあれば、小さい学校もあり、そこで多少の雰囲気は変わってくるでしょうし、選ぶ側として見たら、うちの子は小さな学校で落ち着いた環境で育てたいみたいなことを理由にされてるのかな、そういうことによってはではないかなと思うので、ご心配いただいているような、学校の格差というよりも、学校の特質というところで、捉えていただければありがたいと思います。</p>
会長	<p>委員がおっしゃりたいことは、学校間の格差というのは、学区制の中で、こういう5%枠とかなくても生じるわけですけども、この5%枠によって何か、いい加減な噂とかが、拡大してるんじゃないかという、懸念をお持ちだというふうに理解するんです。それでよろしいですか。</p>
委員	<p>本当にその通りだと思うんですね。人の噂というのはなかなか蓋できませんから。悪いと言われたら悪いかもわからないし、いいと言われたらいいのかもわからない。それぞれ独自に各学校で努力はしておるわけなんで、そういうところを一般住民の方が、どういう理解をしているのか。機会があれば、そういう話を、しっかりと住民の方にしたいなど。</p>



会長	この理由について、こういうのだと駄目ですとか、そういうことではないけれども、しかし何か、そういう根拠の無いものがある場合に、やはり、個別的に校区外に行きたいという人にどうするかということではなくて、少し、情報の発信の仕方とか工夫が要るんじゃないかな、ということかなと思うんですが、いかがですか。
事務局	おっしゃっていただいた通りだと思います。いただいた意見の取り上げ方については、十分に検討したいというふうに思います。
会長	こうやって情報を集めていただいているんですから、その内容を分析して、方策を考えるとというのが必要なのかなと思います。よろしいですか。
委員	はい。
会長	他にございましたらお願いします。
委員	今聞いていたら、世間一般の方がそのように捉えているかどうかというのは難しい問題だと思います。例えばこういう希望理由を取られて、これを優先的に入れるとかそういうことはないだろうと思うんですが、そこにいろいろ問題があるだろうと思います。 校区によっては非常に問題がある校区はあると思います。そこの評議員もさせていただいているんですけれども、やはり大変難しい面もあるだろうと思います。今後とも一生懸命勉強したいと思います。よろしく願いいたします。
会長	他にいかがでございますか。
委員	特にないです。
委員	資料5の、通学路関係の理由に、「兄を含め近所の小学生が同じ隣接校に通学しているため」という内容があるのですが、もし兄弟関係がない場合は、地区で自分だけが抽選に漏れてしまうということもあるんですか。兄弟枠がなく、地区の子はみんな行くのに、うちの子だけが抽選から外れてしまうっていうことになる、その地区の中で他の子は隣接校に通って、抽選に自分だけが外れて、違う地元の学校に行くとなると、親としては通学路が1人になるというのはすごく不安になると思うんです。新一年生で、周りの子はみんな隣接校に行っているのに、そういうことがあり得るんだったら、もう少し申請理由を考慮していただきたいなっていうのが保護者の意見です。
事務局	最初にご質問のあった、抽選で当選しなかったら、地区のメンバーのうち1人だけ住所地の校区の学校に登校することになるのかということですが、そのとおりとなります。ただ、学校の方では、登校班での通学を実施し、集団登校を行っております。その年によって、登校班の人数とか学年構成などがありますが、その中で、各学校では、何々さんはここに住んでいる、でもここまでは一人になる、では最寄りはどこになるのか、というところで、学校は集団登校場所などを検討して、安全なルートで登校するような配慮をしております。 例えば6年生が卒業して、低学年ばかりの構成になるという登校班もあるんですね。全校がそうしているかどうかは存じませんが、私の地元の校区では、そういうことが発生したりすると、隣の登校班の上級生を配置するという工夫をして登校している現状がありますので、そういったところもご理解いただければというふうに思っています。
会長	他にいかがでしょうか。
委員	素朴な疑問でよろしいでしょうか。理由を問わず校区外申請できることを理解したんで

事務局	<p>すが、ほかの親御さんは、理由がないと校区外申請できないと思ってらっしゃる方が多いと思うんですが、理由がなくても認められるというのが、不思議だと思って。地域から出ていくっていう理由を、聞いていただいて、地域の意見としていただけたらと思います。</p> <p>学校の就学について、本来は、住所地の校区の学校に皆さん就学していただくということですが、本市は、小規模な住宅開発等で校区の境界地域における新たな住民の保護者の方などから、通学距離、或いは生活圏など、様々な理由によって、就学する学校を変更して欲しいという要望等が出た時期がございました。そこで、校区をめぐる問題解決の一つとして、平成17年度入学から、この校区外就学希望制度が創設されたということで、ご理解いただきたいと思います。希望理由としましては、現在住んでおられる方の生活圏や、学校に近いから、中には友達関係など、いろいろあると思います。そういった中で、この制度の条件は隣接校区に限るというふうになっています。例えば、市の南部の小学校区に住んでいるけれども、市の北部の小学校に行きたいんですよというのは、この制度では認めていません。あくまでも通学距離であるとか、生活圏であるとか、そういったところの、当時出た問題を解決する一助としてできた制度ということをまずご理解いただきたいというのが一点目です。</p>
委員	<p>あと、この制度とは別に、区域外就学申請というものがあり、理由があって校区の学校と違う学校に就学校を変更するというのは、各市町村でそれぞれ、変更理由の基準というものを定めております。一つの例で言いますと、今住んでるところから、住所が変わることになり、校区も変わることになったとします。すると学年の途中で転校になりますが、保護者の方が今まで通っていた学校にもう少し行かせたいという場合、この住所変更を伴う場合については、その学期の末までか、希望があればその学年の末まで、従前の学校に通うことができるという申請が別途ございます。この区域外就学申請と、校区外就学希望制度を、おそらく混同されてるのではないかなというふうに思います。</p> <p>もう一点、この校区外就学希望制度の周知につきましては、新小学校一年生の保護者あてと、現小学校6年生の新中学一年生の保護者あてに、こういう制度がありますという文書を、郵送あるいは学校を通じてお渡しさせていただいております。当事者の学年の方についてはご周知いただいておりますので、ご理解いただければと思います。</p>
会長	<p>6年生の息子がおりまして、先日もらって帰ってきたんですけども、申請書式をみるといかにも理由がないとできませんというふうに判断して、申請の理由がなくてもいけるんだとわかりませんでした。</p> <p>特にご意見がないようだったら聞こうかと思ってたんですけど、やっぱり多くの方が理由を何らかの形でちゃんと書いておられます。その中身については、先ほどご指摘あったように、議論はありますけど、未記入というのはまずいんじゃないですかね。記入を必須にするとか、もし未記入で送られてきたり、「特になし」とか来たら、ちゃんと記入してくださいと、記入を求めるようなことはできないのですか。ここで検討する上でも、今は少ないですけど、未記入が増えてくると、検討できなくなっちゃうわけですよ。そういう工夫とかは無理なんですか。</p>
事務局	<p>ただいまのご意見でいいますと、自由記入という形で書かせていただいている表記の仕方について、検討させていただくというところがあると思います。あわせて、資料提供の</p>

<p>会長</p>	<p>仕方も含めて、検討させていただきたいと思います。</p> <p>要するに自由記入というのは、書くか書かないかの自由じゃなくて、中身は何でも行ける、とにかく書かなきゃいけない、ということでやっていただく方が、皆さんすっきりされるんじゃないかと思います。その上で何か検討ができるわけで、提言もできてくるわけで、何も書いていなければ、ちょっと検討しようもないと思います。</p> <p>他に、何か特に今思いついたとか、そういう追加のご意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>中学校の理由の中に、部活動というのが3番目に多くなっているんですが、希望する部活動が自分の校区にない場合は、校区外就学希望制度を利用して違う学校に行かないと、その部活動ができないということなんですか。例えば、この校区外希望制度で違う学校に行かなくても、部活動間の交流っていうことがあれば、自分の地域を出ずに、なおかつ部活動も自分の希望したものができるとはならないかなと思ったんですが。</p>
<p>事務局</p>	<p>現状のクラブ活動の中で言いますと、基本は各学校の教育活動の一環としてされている形で、他校との合同というような想定はないと認識しております。</p>
<p>委員</p>	<p>合同チームは中体連の規程で認めています。ただし、川西市猪名川町の中学校で把握しているのは、例えば猪名川町の二つの中学校が野球の合同チームで出ているのは知っています。人数が足りない、だからその子たちが試合に出られない、そういう理由で、合同チームを作るっていうのはありますが、川西市内でいうと、ある中学校ですが、男子バスケット部を作ってほしいという声はずっとあるんです。しかし教職員の数とか指導できる先生がいない。他の中学校のバスケット部に通ってとなると、まず移動距離の問題、部活が終わって戻ってくる安全面、それから指導する顧問の負担もあります。当然、違う学校の子たちを見るわけですから、そこで何かケガがあった場合にどうするんだ、というようなことを考えると、合同チームというのは、そう簡単にはできない面があります。認められているのですが、現実的にはなかなか運用が難しいと正直思います。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもが小学校6年生で、来年から中学校に上がるので、部活動の見学に行ったんですけど、やっぱり人数が少ない学校だと選べる部活動がすごく少なく、保護者の間でも、その話題はすごくよく出るんですね。</p> <p>だから隣接校の部活動も利用できるとなると、やっぱり選択肢がすごく広がるんで、校区外就学希望制度は、5%枠という条件が決められているけれども、そこに入らなくても、部活動を希望する方が違う学校の部活動に参加できるってなったらすごくいいなと思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>今の改革の流れでいうと、地域の受け皿をつくること。地域にそういうクラブがあって、行きたい子がそこに行って、やる。そこにちゃんと指導者がいる。あと何年かかるかわかりませんが、ただ先は長いかなと思うんですけど。学校だけで部活動をやるというのは無理な時代にきています。</p>
<p>会長</p>	<p>私たちの学問の世界でも、教員の部活動の世話の負担というのが非常に問題になっていて、その見直しを進めようというようなことを提言している先生方が非常に多くおられます。それともあわせて考えていく問題なんだろうと思うんです。副会長、何かありますか。</p>
<p>副会長</p>	<p>そうですね。今、報道でもよく、教職のブラック化とか、ブラック部活動とか言われて</p>

	<p>るんですけども。今の教育改革の非常に重要なポイントの一つとして、教員の労働負担をかなり小さくしていくという方向で改革を進めようとしています。その中で、筆頭に上がっているのが中学校の部活動なんですね。</p> <p>今後は先ほどご意見も出てましたけれども、部活動に関しては、学校ではなく、地域でクラブチームみたいな作って、地域で受け皿を設けていく。そうするとどこの校区の子かということに関係なく、部活ができるわけなんです。要は部活動をしている時間帯自体が、教員の労働時間でいうと、非常に長時間労働の大きな原因になっていて、もっと言うなら例えば区域外就学の申請理由の中で、学力の話とかも出てると思うんですけども、中学校に関して言うならば、部活動にかなりの時間を取られるから、本来業務である授業づくりとか、生徒理解に費やす時間が圧迫されていると。だからその本来業務に費やせる時間を確保するためには、やはりその教員はもともと部活動するための職業ではありませんので、例えば自分はバスケットは全然やったことがないけど、バスケットのクラブがもともとこの学校にあるから、やることになってしまったっていうふうなことで、1からバスケの勉強をするっていうこと自体が、例えば数学の教員の役割なのかっていう話にもなります。そうであれば地域で、バスケットボールの指導ができる人にチームを作ってもらって、そこで子どもたちが放課後の、学校から離されたところでの活動としてやっていたほうがいいんじゃないかっていう方向で、おそらく今は進んでいっていますので、今ご指摘あったような、学校でもっと部活動を充実するっていうのは、現実味でいうと、難しいんじゃないかなという気がいたします。</p>
会長	<p>よろしいですか。ほかに何か、先ほどの資料について、確認したいこととかご意見とか、ございますでしょうか。</p>
委員	<p>例えば抽選に外れた子が、その後どんな思いで、毎日学校に行っていたとか、そういうような情報というのは、入ってきたりはしないですか。資料を見せていただいたら、抽選に外れた例がありましたけど、その場合に、どういう調査、と言ったらオーバーですけど、何か情報が入るようなことはないのでしょうか。</p>
事務局	<p>残念ながら、どういう気持ちで登校しているのかとか、そういった現状把握というについては、教育委員会の方で後追いはしていないという現状であります。</p>
委員	<p>ということは、特にそのあたりも含めて、特に問題にはなっていないということですね。</p>
事務局	<p>当然のことながら、希望が叶う、叶わないと言う結果で、ひょっとしたら将来の人生選択に影響するような形になるかもしれないということですので、これは、校区外就学希望のご案内の中で、例えば近所同士で当選と落選ということになってしまった場合、その辺りのご配慮をいただきたいという、お願いというような形の記載をさせていただいています。また、これを受けるにあたって希望が叶うこともあれば叶わないこともあるので、ご家族で話し合った上で申請してくださいと、校区外就学希望制度のご案内の中に記載させていただいています。ただ、後追いというレベルまでは行っていないのが現状となります。</p>
委員	<p>ただ一つ感じますのは、例えば抽選に外れた子も、つつがなく学校生活を送れてるんだったら、根本に戻るわけですよ。理由も書いても書かなくてもいいという状況で書類を出すわけで、そしたらそんなに真剣に、校区外の5%枠を作つてまで、考えなくちゃいけないのかな。そういうケースもあるとは思いますが、いろんな事情で。だけど、すごい親切</p>

	<p>丁寧だなと思って。私はちょっとそういう、スタンスにいます。</p> <p>例えば出された理由も、誰かがこれはいいいね、これは認められるけれどこれは認められないとか、そういうチェックをされないわけですよ。理由は問わず、ですからね。それだったら何か、ちょっと言葉が出ないんですけども、大変なことだと思うんですけど。ご丁寧だなと思います。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。あくまでも本当に深刻な理由のある方が、その学校に行けないという理由があるのであれば、この申請ではなく、新一年生の時ではなく、在学している時にご相談を受けて、教育委員会のほうに申請をいただいて、審査させていただくということがあります。それとは別にといいことで、新小学校1年新中学校1年時というのは、あくまでも、今現在住んでいる指定の校区を隣接校に、申請した学校を指定校にするということです。ですから6年間その学校が、あなたの指定の学校ですよということにしております。そこが先ほど言われた、本当に行かないといけない理由がないんだったら、ということとは別の話になってきまして、やはり教育委員会としても一定のルールを作らないことには、指定校の変更はできませんから、あくまでも過剰な流出入がない程度の制度ということで創設されたもの、というふうにご理解いただければと思います。</p>
委員	<p>膨大な資料を見せていただいて大変な作業だなと。だけれども抽選に外れた子の、その気持ちの後追いのようなのも別にされてる様子もないですし、問題もあるふうではなさそうなので。理由を問わないんだったら理由を聞く必要もないのになと、チラッと今でも思っています。感想です。</p>
会長	<p>本日諮問をいただいたんですが、これについてはどれぐらいの期間で審議して答申を出せばよろしいのでしょうか。そもそもそれから確認するべきでしたけれども。事務局のほうで把握しておられたら、教えていただけますか。</p>
事務局	<p>審議回数ですけれども、本日は、膨大な資料がありますので、資料のご説明を中心にさせていただきます。次回ご議論いただいて、その状況で、次の3回目で終わる、もしくは議論がいろいろ出てくるようでしたらもう1回ということ、今日から合わせまして、3回、もしくは4回ということ想定しております。</p>
会長	<p>今日は資料を出していただいて、情報をここで共有して、ここから議論がスタートするわけですが、年度内に、答申をまとめるという理解でよろしいですか。</p>
事務局	<p>はい、そのような形でお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>承知しました。それではこの件はこれでよろしいでしょうか。何かございましたら。副会長よろしいですか。</p>
副会長	<p>個人の意見という事ではなくってですね、他の委員からのご質問を伺っていると、多分事務局の方から、基礎資料がもう一つ要と思います。現状の川西市の話っていうことではなくて、先ほどから危惧されているのは、そもそも別途学校選択制度っていうのが、学校教育関係の制度としてあるんですね。それは自分が、決められた範囲の中で、この学校に行くとか行かないとかっていうのを、学校の特色とかその他いろいろな理由で選ぶことができますよ、というものです。</p> <p>それとは別に、区域外就学制度っていうのは全く趣旨が違うものとしてあって、おそらく、校区外就学希望制度の運用は、この学校選択制度と区域外就学制度の真ん中ぐらいを</p>

行ってるんだと思うんですけども。どういうことかという、先ほどからご説明があったように、宅地開発とかいろんな区割りの変更などで、生活圏が分断されてしまった、例えば大きな道路が通ったから、今までこままでが1個の自治会であったのに分かれてしまったから、ここの人たちは校区上は向こうの学校なんだけど、でも道路ができたために分断されてしまったから、こっちに来れるようにしてあげましょうっていうことなんですね。

個人の自由でどこでも選べますよっていう、これは「学校選択制度」なんですよ。それと、極めて特別な事情がある人だけに例外を認める、これは「区域外就学制度」としてもともとあるんです。一番多いのは、例えばいじめがあって、原籍校ではちょっともうしんどいとか、人間関係を変えたいっていう。これが先ほどおっしゃってた、本当に変えなければならない事情がある場合に、年度の途中でも変える、そういうケースなんですね。

それではないんだけど、この切実な理由と、自由に選べますよ、という制度の、真中に行くものを作っておくほうが、逆に事務的に煩雑でないだろうっていうご判断が当時あったんだと思うんですね。宅地開発がどんどん進んでいるところっていうのは、今住んでる住民で校区割りしますけれども、これが拡大していくとか、子どもの数が増えていったりとかで、学校規模を調整しないといけないと。もう子どもが千人超えてきますと。だから分離独立で学校をつくるとなれば、どこかでまた校区を区切らなければいけない、というふうなことがあって、もともと学校をつくったとき、校区の区割りが変わるってことが割とあるわけです。だから隣接なんですけどね。この制度が始まった当時のことは、私もわからないですけども、そういうことが相次いだっていうご説明があったので、今後もそういう、いろいろなこの区割りの変更の中で、そういう事情がある人に、いちいちその特殊な事情はなんですかと、区域外就学制度で対応すると、個人的には切実だけど、そんな理由であの人は行けてこの人はだめなのか、みたいになると多分そっちのほうが煩雑だと思うんですね。

極めて切実な人の制度はまた別途あって、こういう元の制度が川西市独自のということじゃなくて、全国的にもともとあるんですね。それでまた川西市の事情として、こういう真中に行くようなやつができましたっていう話があると、多分制度背景が理解しやすいんじゃないかなと思って。

そういったことが、委員もこうやって任期で入れ替わっていったりとか、選出区分でどなたが出ていらっしゃるのかも変わると思いますので、今後、基礎資料というか、制度概要の説明というのがあれば、もっとわかりやすくなる。だから、理由を問わないわけです。理由を問うてるのがちょっと大変、いじめがあったんですとか、いつ引っ越すとか、相談が何十も出てきたら大変なので。ということだからと思いました。

会長

今ほとんど委員が変わられたんですけど、前の前の期に議論がありまして、特に小学校の場合ですけど、小学校ではコミュニティとの結びつきが強いので、コミュニティをバラバラにしてしまうような制度設計はまずいというのが、初代三上会長や、その次の米川会長の時代の判断です。この人はこの校区だからこの学校行かなきゃいけないっていう制度設計だと固すぎて、例えばここでも理由として上がっていた、副会長もおっしゃったいじめとか、或いは何か障害を持ってるとか、そういう子どもが、ちょっとこっちのほうがいいのになと思いつながら別の学校に行かなきゃいけないという、固い制度じゃないけども、

<p>委員 会長</p>	<p>コミュニティとの関係がくずれないように、ソフトな制度として導入しようというのが、導入された方々の発想であったということは聞いております。特に小学校の場合、こういう制度を拡大したらどうかとかいうような意見が出てきたときに、コミュニティの分断は困るというのが、必ず出てくるんですよ。</p> <p>そういうことで、今の制度は、作られたときの趣旨が、それなりにあって、それをまた確認するけれども、私も含めてほとんど、当時からの委員は変わっているので、それを改めて確認する必要ってというのは、副会長がおっしゃったように、あるかもしれないですね。</p> <p>それは、文書として簡単にできることなので、事務局で資料をお持ちだと思いますので。それは次回するということですのでよろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、この件はこれで終わらせていただきまして、審議事項、議事の2、その他につきまして事務局からお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>その他の項目につきまして、次回の日程についてでございます。</p> <p>事務局として候補日を上げさせていただいておりますので、次回の日程をこの場でお決めいただければ幸いかと思います。</p> <p>候補日は、12月23日月曜日、24日火曜日、それから来年になりまして、1月10日金曜日、14日火曜日、15日水曜日、17日金曜日、この6日間で、次回の日程調整いただければと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>～日程調整～</p>
<p>会長</p>	<p>では、今回は、1月15日水曜日の17時から開催ということで、進めさせていただきます。</p> <p>本日はこれを持ちまして閉会とさせていただきたいと思っております。</p>